平成２７年（フ）第４３号
長崎県大村市乾馬場町506番地
債務者　松添　　忍
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
長崎県諫早市泉町９番33号
債務者　坂本ちづ子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
仙台市太白区中田７丁目25番６号　ロイヤルシティー石田壱番館203
債務者　高橋　雅久
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
仙台市太白区大塚町11番66号
債務者　阿部　洋子（旧姓水澤）
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２８３号
仙台市若林区かすみ町３番30―305号
債務者　大関なをみ
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９９号
茨城県水戸市若宮２丁目２番１棟202号　県営若宮西アパート
債務者　市村　セツ
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１９号
茨城県那珂郡東海村大字村松2650番地75
債務者　室屋ゆき江
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２５号
茨城県水戸市堀町1182番地の18、旧住所茨城県ひたちなか市大字堀口117番地３　メゾンクレールＢ棟103号
債務者　寺門　典昭
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１３６号
茨城県笠間市箱田485番地
債務者　大月　明佳
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１４４号
茨城県那珂市後台3013番地20
債務者　太田　　円
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７０号
茨城県つくば市西大井1712番地24
債務者　柴　　紀子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第３１号
千葉県木更津市清見台南２丁目９番Ｄ棟403号
債務者　加藤　進一
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第３３号
千葉県富津市大堀３丁目18番地18
債務者　鈴木　久子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第３４号
千葉県君津市南子安４丁目９番46号　202
債務者　影山　栄子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第３８号
千葉県君津市青柳473番地２
債務者　松本　直美
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第４０号
千葉県木更津市祇園３丁目20番27号
債務者　戸澤　長一
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第４１号
千葉県木更津市祇園３丁目20番27号
債務者　戸澤　泰子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第４２号
千葉県富津市大森240番地
債務者　栗原奈穂美
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部